

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県立高等学校管理規則等の一部を改正する規則）

県立学校教育課

1 規則の概要

- (1) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）
沖縄県立高等学校の学校運営に関し、必要な事項を定めた規則。
- (2) 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）
沖縄県立特別支援学校の学校運営に関し、必要な事項を定めた規則。
- (3) 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）
沖縄県立特別支援学校の通学区域について必要な事項を定めた規則。

2 改正の経緯及び必要性

平成28年第3回沖縄県議会（6月定例会）において、沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（乙第4号議案）が可決され、県立中部農林高等支援学校、県立陽明高等支援学校及び県立南風原高等支援学校が設置されることに伴い、これらの学校の併設型高等学校、併設型特別支援学校、位置、障害の種類、部、学科、通学区域を定める必要がある。

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例は、平成28年7月21日に議決され、地方自治法第16条第2項に基づき、知事は議会から送付を受けた日から20日以内に公布しなければならないため、同条例は平成28年7月29日に公布された。

今回改正された規則は、この条例と同日に公布する必要があるため、公布日までに教育委員会会議を開催する時間的余裕がないことから、沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条に基づき、教育長による臨時代理により改正した。

3 改正の概要

- (1) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）別表第4（第9条の3関係）の併設型高等学校に沖縄県立中部農林高等学校、沖縄県立陽明高等学校及び沖縄県立南風原高等学校を追加した。
- (2) 沖縄県立特別支援学校管理規則別表第1中から、沖縄高等特別支援学校の各分教室を削除し、沖縄県立中部農林高等支援学校、沖縄県立陽明高等支援学校及び沖縄県立南風原高等支援学校を追加した。
- (3) 沖縄県立特別支援学校管理規則別表第2（第6条の2関係）の併設型特別支援学校に、沖縄県立中部農林高等支援学校、沖縄県立陽明高等支援学校及び沖縄県立南風原高等支援学校を追加した。
- (4) 沖縄高等特別支援学校の分教室廃止に伴い、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則別表第1全県学区の部沖縄高等特別支援学校の項中の分教室に関する規定を削除した。

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 平成28年7月29日

施行年月日 平成28年10月1日

5 新旧対照表

別添参照

新旧対照表（第1条関係）
 ○沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）

新	旧														
<p>(併設型高等学校の教育課程) 第9条の3 (略)</p> <p>別表第4 (第9条の3関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>併設型高等学校</td> <td>併設型特別支援学校</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立中部農林高等学校</td> <td>沖縄県立中部農林高等支援学校</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立陽明高等学校</td> <td>沖縄県立陽明高等支援学校</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立南風原高等学校</td> <td>沖縄県立南風原高等支援学校</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立南部商業高等学校</td> <td>沖縄県立やえせ高等支援学校</td> </tr> </table>	併設型高等学校	併設型特別支援学校	沖縄県立中部農林高等学校	沖縄県立中部農林高等支援学校	沖縄県立陽明高等学校	沖縄県立陽明高等支援学校	沖縄県立南風原高等学校	沖縄県立南風原高等支援学校	沖縄県立南部商業高等学校	沖縄県立やえせ高等支援学校	<p>(併設型高等学校の教育課程) 第9条の3 別表第4の左欄に掲げる高等学校においては、同表の右欄に掲げる特別支援学校（以下「併設型特別支援学校」という。）における教育と連携した教育を施すものとする。 別表第4 (第9条の3関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>併設型高等学校</td> <td>併設型特別支援学校</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立南部商業高等学校</td> <td>沖縄県立やえせ高等支援学校</td> </tr> </table>	併設型高等学校	併設型特別支援学校	沖縄県立南部商業高等学校	沖縄県立やえせ高等支援学校
併設型高等学校	併設型特別支援学校														
沖縄県立中部農林高等学校	沖縄県立中部農林高等支援学校														
沖縄県立陽明高等学校	沖縄県立陽明高等支援学校														
沖縄県立南風原高等学校	沖縄県立南風原高等支援学校														
沖縄県立南部商業高等学校	沖縄県立やえせ高等支援学校														
併設型高等学校	併設型特別支援学校														
沖縄県立南部商業高等学校	沖縄県立やえせ高等支援学校														

新旧対照表（第2条関係）
 ○沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県立教育委員会規則第8号）

新		旧			
名称	位置	障害の種類	部	修業年限	学科
沖縄県立沖縄 高等学校	うるま市 田場	知的障害	高等部	3年	普通科
沖縄県立中部 農林高等 学校	うるま市 田場	知的障害	高等部	3年	総合 務科
沖縄県立陽明 高等学校	浦添市 大平	知的障害	高等部	3年	総合 業科
沖縄県立南風 原高等 学校	南風原町 津嘉山	知的障害	高等部	3年	産業科
沖縄県立やえ せ高等 学校	八重瀬町 友寄	知的障害	高等部	3年	産業科

名称	位置	障害の種類	部	修業年限	学科
沖縄県立沖縄 高等学校	うるま市 田場	知的障害	高等部	3年	普通科
中部農林高 等学校分 教室	うるま市 田場	知的障害	高等部	3年	普通科
陽明高等学 校分教室	浦添市 大平	知的障害	高等部	3年	普通科
南風原高等 学校分教室	南風原町 津嘉山	知的障害	高等部	3年	普通科
沖縄県立やえ せ高等 学校	八重瀬町 友寄	知的障害	高等部	3年	産業科

(名称、位置、修業年数)
 第3条 学校の種類、障害の種類、部、修業年限及び学科は、別表に定め
 るところによる。
 (併設型特別支援学校の教育課程)
 第6条の2 別表第2の左欄に掲げる特別支援学校（以下「併設型特別支援学校」
 という。）においては、同表の右欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」
 という。）における教育と連携した教育を施すものとする。
 別表第1（第3条関係）

別表第2 (第6条の2関係)

併設型特別支援学校	併設型高等学校
沖縄県立中部農林高等支援学校	沖縄県立中部農林高等学校
沖縄県立陽明高等支援学校	沖縄県立陽明高等学校
沖縄県立南風原高等支援学校	沖縄県立南風原高等学校
沖縄県立やえせ高等支援学校	沖縄県立南部商業高等学校

別表第2 (第6条の2関係)

併設型特別支援学校	併設型高等学校
沖縄県立やえせ高等支援学校	沖縄県立南部商業高等学校

新旧対照表 (第3条関係)

○沖繩県立特別支援学校の通学区区域に関する規則 (平成22年3月31日 沖繩県教育委員会規則第3号)

新

旧

(学区)

第2条 (略)

2 (略)

3 (略)

(学区)

第2条 特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに高等部（普通科に限る。）の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる区域については、県全域とする。

2 特別支援学校の高等部の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、特別支援学校の高等部の合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集に係る特別支援学校の高等部の普通科の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。

3 特別支援学校の高等部（普通科以外の学科に限る。）の学区は、県全域とする。

別表第1 (第2条関係)

学区名	特別支援学校名	区域
	沖繩高等特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市

別表第1 (第2条関係)

学区名	特別支援学校名	区域
	沖繩高等特別支援学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市（うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市